

## 北海道科学大学薬学部一般入学試験 成績優秀者の学費減免継続審査規程

(目的)

**第1条** この規程は、北海道科学大学薬学部において、2017年度以前の一般入学試験における成績優秀者（以下「減免対象者」という。）の学費減免の継続審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(減免対象者)

**第2条** 減免対象者は、2017年度以前の北海道薬科大学入学生で一般入学試験前期A日程、B日程及び一般入学試験後期日程において減免対象者に採用された学部学生とする。

(減免額)

**第3条** 減免対象者が減免される学費の額は、学則に定める学費全額とする。

(減免期間及び継続基準)

**第4条** 減免の実施期間は、原則として入学年度とする。ただし、入学後の学業成績（通算）が上位1／3以上を継続している場合に限り最短卒業年限まで減免する。

2 入学後は、該当する年度の最終成績により減免の可否を学生支援センターで審議するものとする。

(取り消し)

**第5条** 減免対象者が次の各号の1に該当するときは、教授会の議を経て減免を取り消すことができるものとする。

(1) 学則に定める懲戒事項に該当したとき

(2) その他減免対象者として適当でないと学長が認めたとき

2 前項により減免の取り消しとなった者は、学費の納期を定める区分において、減免を取り消す事由が発生した時期を含む区分からの減免金相当額を納付させることがある。

(所管部署)

**第6条** 所管部署は学生支援センターとし、庶務は学生課がこれにあたる。

(その他)

**第7条** この規程の改廃は、学生支援センター会議の議を経て学長が決定する。

### 附 則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。